

(仮)越谷市特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例(案)の概要

1 条例制定の経緯

(1)特定都市河川浸水被害対策法(以下、法)について

本法は、都市部を流れる河川で、著しい浸水被害の発生又はそのおそれがある地域について、浸水被害から国民の生命等を保護するため、特定都市河川及び流域として指定することで、洪水による被害の防止を図ることを目的としています。

越谷市を含めた中川・綾瀬川流域では、法適用に向けた検討が進められています。

法が適用されると、越谷市(中核市)が許可手続、施設や区域指定等の許可権者となり、以下の事項などがあります。

- ① 雨水浸透阻害行為の許可(雨水貯留浸透施設の設置):法第30条
- ② 保全調整池の指定 :法第45条
- ③ 貯留機能保全区域の指定 :法第54条

また、法第38条第3項等では、「都道府県、指定都市、中核市は、条例で定めるところにより、施設(区域)が存する旨を表示した標識を設けなければならない。」とされています。

なお、法第86条第2項では、設置者の承諾を得ないで、標識を移転や除却等した場合の罰則(30万以下の罰金)が設けられています。

(2)雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例について

本条例は、施設等に設置する標識に関する事項について、法令に基づき、定めるものです。

2 本条例の主な内容

(1) 標識の設置が必要となる施設等

施設の設置を伴う工事について、基準に適合すると認めるとき(施設、区域を指定したとき)は、以下の施設等で標識の設置が必要となります。

- ① 雨水貯留浸透施設 :法第38条第3項
- ② 保全調整池 :法第45条第1項
- ③ 貯留機能保全区域 :法第54条第1項

(2)標識に明示する主な内容

主な内容については、法施行規則第27条等に基づき、以下の事項となります。

- ① 施設、区域の名称
- ② 工事の検査済証番号、指定番号
- ③ 施設の容量及び構造の概要
- ④ 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- ⑤ 施設の管理者及びその連絡先
- ⑥ 標識の設置者及びその連絡先

※標識は、周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けます。